

令和 6 年第 3 回佐伯市議会臨時会 予算外議案の概要

議 案

議案第 75 号

訴訟上の和解について

(議案書 3 ページ)

令和 2 年 9 月 4 日付けで東京地方裁判所に本市が被告として提訴された「佐伯市宇目藤河内溪谷におけるキャニオニングツアー中に発生した人身事故に係る損害賠償請求事件」に関し、同裁判所の和解条項案により和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 事 件 名 : 佐伯市宇目藤河内溪谷におけるキャニオニングツアー中に発生した人身事故に係る損害賠償請求事件 (東京地方裁判所受付 令和 2 年 (ワ) 第 22416 号)
- (2) 相 手 方 :
- (3) 事件の概要 : 「2019 嘉風佐伯合宿」で本市を訪れた相手方が、令和元年 6 月 20 日午後 4 時 30 分頃、佐伯市宇目藤河内溪谷におけるキャニオニングツアー中に岩盤から水中に滑り下りた際、右膝を負傷した。これを受け相手方が本市及び本市職員並びにキャニオニングツアー事業者及びインストラクターに、連帯して 4 億 8,100 万 318 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、令和 2 年 9 月 4 日付けで東京地方裁判所に提訴したものである。
- (4) 和 解 内 容 : 本市が相手方に和解金を支払う。
※詳細は、議案書 4、5 ページの和解条項案のとおり
- (5) 根 拠 法 等 : 民事訴訟法第 89 条・第 267 条
- (6) 和 解 金 額 : 16,500,000 円 (保険適用範囲内)

上記金額の算出		
治療費 1,378,930 円、入院雑費 57,000 円、入院付添看護費 123,500 円、通院交通費 85,920 円、装具費 29,710 円、診断書作成のための診療費 380 円、文書料 7,700 円、休業損害 (現役時 : 2 場所分の懸賞金額) 3,843,000 円、休業損害 (想定引退時まで : 2019.10~2021.7 まで 1.75 年) 46,519,821 円、慰謝料 10,000,000 円		
上記合計		62,045,961 円
和解減額	0.7	43,432,173 円
遅延損害金考慮 (訴え提起から 4 年)	1.2	52,118,607 円
和解金額		50,000,000 円
うちキャニオニングツアー事業者負担分		33,500,000 円
うち本市負担分		16,500,000 円

(担当課 : 観光・国際交流課)